

不動産登記令案の概要

不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行に伴い、不動産登記の申請の手続等について定めるため、不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）の全部を改正する不動産登記令を制定する。

1 制定の理由

不動産登記についてオンライン申請を可能にし、申請手続に関する規定を見直すとともに、規定を現代語化する等所要の法整備のために不動産登記法（明治32年法律第24号。以下「旧法」という。）の全部改正を行った不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「新法」という。）が平成16年6月18日公布された。この政令案は、新法の施行に伴い、旧法の委任規定に基づく不動産登記法施行令の全部を改正し、新法の委任規定に基づき不動産登記の申請の手続等について必要な事項を定めるものである。

2 政令案の概要

(1) 総則（第1章関係）

政令の趣旨（第1条関係）、用語の定義（第2条関係）を定める。

(2) 申請情報及び添付情報（第2章関係）

ア 申請情報等

申請情報（第3条関係）、申請情報の作成及び提供（第4条関係）、一の申請情報による登記の申請（第5条関係）、申請情報の一部の省略（第6条関係）を定める。

イ 添付情報等

添付情報（申請情報と併せて提供しなければならない情報。第7条関係）、登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等（第8条関係）、添付情報の一部の省略（第9条関係）を定める。

(3) オンライン申請（電子情報処理組織を使用する方法による登記申請）の手続（第3章関係）

電子署名等オンライン登記申請の手続に関し必要な事項を定める（第10条から第14条関係まで）。

(4) 書面を提出する方法による登記申請の手続（第4章関係）

記名押印等書面を提出する方法による登記申請の手続に関し必要な事項を定める（第15条から第19条関係まで）。

(5) 雑則（第5章関係）

登記申請の却下事由（第20条関係）、写しの交付を請求することができる図面（第21条関係）、登記識別情報に関する証明（第22条関係）、登記の囑託（第23条関係）、法務省令への委任（第24条関係）を定める。

(6) 施行日

新法の施行の日から施行する（附則第1条関係）。